鉄道事業法第十二条第二項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第十七条第二項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第十七条第三項において準用する同令第十六条第二項に規定する書類及び図面
鉄道事業法第十二条第四項において準用する同法第九条第一項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第十六条第五項において準用する同令第十四条第一項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第十六条第五項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類及び図面
鉄道事業法第十二条第四項において準用する同法第九条第三項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第十六条第五項において準用する同令第十五条第二項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第十六条第五項において準用する同令第十五条第三項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類及び図面
鉄道事業法第十三条第一項の確認に係る部分（鉄道事業法施行規則第二十条第一項に規定する者の申請に係るものに限る。）	鉄道事業法施行規則第二十条第一項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第二十条第四項各号に掲げる書類及び図面
鉄道事業法第十三条第一項の確認に係る部分（鉄道事業法施行規則第二十条第二項に規定する者の申請に係るものに限る。）	鉄道事業法施行規則第二十条第二項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第二十条第四項各号に掲げる書類及び図面
鉄道事業法第十三条第一項の確認に係る部分（鉄道事業法施行規則第二十条第三項に規定する者の申請に係るものに限る。）	鉄道事業法施行規則第二十条第三項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第二十条第四項各号に掲げる書類及び図面